

官報 号外 平成六年六月八日

○ 第百二十九回 参議院会議録第二十号

平成六年六月八日(水曜日)

午後零時十一分開議

○ 議事日程 第十九号

平成六年六月八日

午後零時十分開議

第一 簡易生命保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第二 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律案
及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案

第三 郵便貯金法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第四 一般職の勤務時間、休暇等に関する法律案
(内閣提出)

第五 船員法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第六 國際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案
(内閣提出)

第七 障害者の雇用の促進等に関する法律案
(内閣提出)

○ 森暢子君登壇、拍手
〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○ 森暢子君登壇、拍手
〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○ 森暢子君登壇、拍手
〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○ 森暢子君登壇、拍手
〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

平成六年六月八日 参議院会議録第二十号 簡易生命保険法の一部を改正する法律案外二件 一般職の勤務時間、休暇等に関する法律案

がみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、介護割増年金付終身年金保険を設けるなどの措置を講じようとするものであります。

次に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法

律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案については、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲を拡大すること、さらに簡易保険福祉事業団において、同特別会計から運用寄託をされた資金の運用を行うことができるようにするものであります。

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案について、郵便貯金法の預金者利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するとともに郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するために、すべての通常郵便貯金の利率について市場金利を勘案して郵政大臣が定めるものとすること、長期間払い戻しの請求等がない郵便貯金についての取り扱いを合理化すること、郵便貯金を担保とする貸し付けの更新の制度を設けること、及び郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲を拡大しようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して審査し、金利自由化時代における郵便貯金の役割、長寿福祉社会に向けての簡易保険制度改善への取り組み、社会経済情勢に対応した公的資金の運用状況等の諸問題について質疑を行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長岡部三郎君。

なお、三法律案に対し、全会一致をもつて附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○ 議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。
まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○ 議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

次に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案並びに郵便貯金法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○ 議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、兩案は可決されました。

○ 議長(原文兵衛君) 日程第四 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長岡

部三郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○ 議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、兩案は可決されました。

○ 議長(原文兵衛君) 日程第四 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案(内閣提出、衆

議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長岡

部三郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○ 議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、兩案は可決されました。

○ 議長(原文兵衛君) これより採決をいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔岡部二郎君登壇、拍手〕

○岡部三郎君 大だいま議題となりました法律案についておきまして、御報告申し上げます。

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成五年十二月十七日付の意見の申し出にかんがみ、総実勤務時間の短縮、社会の高齢化等に対応した施策の展開等を図るため、一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇について、週四十時間勤務制の原則の明示等の現行制度の再編整理並びに休日代休制度及び介護休暇制度の新設を行おうとするものであります。

その主な内容は、第一に、本法律の施行に關し、人事院の権限及び責務並びに内閣総理大臣及び各省各庁の長の責務を明らかにしております。第二に、職員の勤務時間は、一週間当たり四十時間とし、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとし、試験研究業務に從事する職員及び特別な形態によつて勤務する必要のある職員については、別に定めることができます。

第三に、国民の祝日及び年末年始の休日は、勤務することを要しないこととし、休日に勤務した場合の代休制度を新たに設けることとしております。

第四に、休暇の種類として、從来の年次休暇、病気休暇、特別休暇に加え、新たに、職員が配偶者、父母等で負傷、疾病または老齢により日常生活

活動を専むのに支障がある者を介護するための介護休暇を設けることとしております。

委員会におきましては、本法律実施に伴う各省庁の対応、交代制等職員の勤務条件の改善内容、実効性ある介護休暇制度のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔和田教美君登壇、拍手〕

○和田教美君 大だいま議題となりました二法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、船員法の一部を改正する法律案は、船員の労働条件をめぐる社会経済情勢の動向にかんがみ、船員のゆとりのある生活の実現等に資するため、船員について週平均四十時間労働制に移行するとともに、六ヶ月間連続して勤務に從事した船員に有給休暇を付与することとするほか、漁船に乗り組む船員の有給休暇に関し所要の規定を整備する等の措置を講じようとするものであります。

次に、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案は、我が国における国際会議等の誘致を促進し、及びその開催の円滑化を図り、並びに外国人観光旅客の魅力を増進するための措置を講ずることにより、国際観光の振興を図らうとするものであります。

委員会におきましては、以上二法律案を便宜一括議題として審査を行い、船員の労働時間の実態、船員の労働時間短縮方法、国際会議誘致の方

ます、委員長の報告を求めます。運輸委員長和田教美君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔和田教美君登壇、拍手〕

まず、船員法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が全会一致で付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

決いたします。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括して採決いたします。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括して採決いたします。

〔賛成者起立〕

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔野村五郎君登壇、拍手〕

官報(号外)

○野村五男君　ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、障害者雇用の現状にかんがみ、今まで就職が困難であった障害者の就職促進のための人的援助システムの確立、助成金の活用による障害者の職場定着の促進等を目的として提案されたものであり、その主な内容は、市町村レベルにおいて新たに障害者雇用支援センターを指定し、精神薄弱者を中心とする障害者に対し一貫した職業リハビリテーションの提供を行うこと、障害者の処遇改善によるための施設整備等に対する助成金を新設すること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、障害者雇用の基本的的理念、障害者雇用支援センターの業務の積極的な展開、障害者対策に係る関係機関の連携、事業主に対する指導、援助、障害者の職域開発の推進等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君)　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○野村五男君　ただいま議題となりました法律案

につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、障害者雇用の現状にかんがみ、今まで就職が困難であった障害者の就職促進のための人的援助システムの確立、助成金の活用による

障害者の職場定着の促進等を目的として提案されたものであり、その主な内容は、市町村レベルにおいて新たに障害者雇用支援センターを指定し、精神薄弱者を中心とする障害者に対し一貫した職業リハビリテーションの提供を行うこと、障害者の処遇改善によるための施設整備等に対する助成金を新設すること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、障害者雇用の基本的的理念、障害者雇用支援センターの業務の積極的な展開、障害者対策に係る関係機関の連携、事業主に対する指導、援助、障害者の職域開発の推進等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君)　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長(原文兵衛君)　総員起立と認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	副議長	赤桐	操君
松谷蒼一郎君	矢野哲朗君	吉村剛太郎君	南野知恵子君	河本三郎君
山崎正昭君	大田豊秋君	片山虎之助君	佐藤泰三君	前島英二郎君
横崎泰昌君	服部三男雄君	佐藤泰三君	佐藤泰三君	大島慶久君
野間赳君	野間赳君	清水達雄君	清水達雄君	上野公成君
吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	鹿熊安正君	鹿熊安正君	大島慶久君
笠原潤一君	笠原潤一君	河本三郎君	河本三郎君	河本三郎君
新間正次君	新間正次君	佐藤利定君	佐藤利定君	佐藤利定君
佐藤静雄君	佐藤静雄君	森陽子君	森陽子君	森陽子君
谷畑潤一君	谷畑潤一君	西岡瑞穂子君	西岡瑞穂子君	西岡瑞穂子君
種田誠君	種田誠君	堀利和君	堀利和君	堀利和君
岩本久人君	岩本久人君	櫻井規順君	櫻井規順君	櫻井規順君
栗原君子君	栗原君子君	堂本暁子君	堂本暁子君	堂本暁子君
安恒良一君	安恒良一君	山田健一君	山田健一君	山田健一君
紀平悌子君	紀平悌子君	鈴木榮治君	鈴木榮治君	鈴木榮治君
谷畑孝君	谷畑孝君	中尾則幸君	中尾則幸君	中尾則幸君
岩崎昭弥君	岩崎昭弥君	峰崎直樹君	峰崎直樹君	峰崎直樹君

議員	議長	副議長	赤桐	操君
松谷蒼一郎君	矢野哲朗君	吉村剛太郎君	南野知恵子君	河本三郎君
山崎正昭君	大田豊秋君	片山虎之助君	佐藤泰三君	前島英二郎君
横崎泰昌君	服部三男雄君	佐藤泰三君	佐藤泰三君	大島慶久君
野間赳君	野間赳君	清水達雄君	清水達雄君	上野公成君
吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	鹿熊安正君	鹿熊安正君	大島慶久君
笠原潤一君	笠原潤一君	河本三郎君	河本三郎君	河本三郎君
新間正次君	新間正次君	佐藤利定君	佐藤利定君	佐藤利定君
佐藤静雄君	佐藤静雄君	森陽子君	森陽子君	森陽子君
谷畑潤一君	谷畑潤一君	西岡瑞穂子君	西岡瑞穂子君	西岡瑞穂子君
種田誠君	種田誠君	堀利和君	堀利和君	堀利和君
岩本久人君	岩本久人君	櫻井規順君	櫻井規順君	櫻井規順君
栗原君子君	栗原君子君	堂本暁子君	堂本暁子君	堂本暁子君
安恒良一君	安恒良一君	山田健一君	山田健一君	山田健一君
紀平悌子君	紀平悌子君	鈴木榮治君	鈴木榮治君	鈴木榮治君
谷畑孝君	谷畑孝君	中尾則幸君	中尾則幸君	中尾則幸君
岩崎昭弥君	岩崎昭弥君	峰崎直樹君	峰崎直樹君	峰崎直樹君

議員	議長	副議長	赤桐	操君
松谷蒼一郎君	矢野哲朗君	吉村剛太郎君	南野知恵子君	河本三郎君
山崎正昭君	大田豊秋君	片山虎之助君	佐藤泰三君	前島英二郎君
横崎泰昌君	服部三男雄君	佐藤泰三君	佐藤泰三君	大島慶久君
野間赳君	野間赳君	清水達雄君	清水達雄君	上野公成君
吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	鹿熊安正君	鹿熊安正君	大島慶久君
笠原潤一君	笠原潤一君	河本三郎君	河本三郎君	河本三郎君
新間正次君	新間正次君	佐藤利定君	佐藤利定君	佐藤利定君
佐藤静雄君	佐藤静雄君	森陽子君	森陽子君	森陽子君
谷畑潤一君	谷畑潤一君	西岡瑞穂子君	西岡瑞穂子君	西岡瑞穂子君
種田誠君	種田誠君	堀利和君	堀利和君	堀利和君
岩本久人君	岩本久人君	櫻井規順君	櫻井規順君	櫻井規順君
栗原君子君	栗原君子君	堂本暁子君	堂本暁子君	堂本暁子君
安恒良一君	安恒良一君	山田健一君	山田健一君	山田健一君
紀平悌子君	紀平悌子君	鈴木榮治君	鈴木榮治君	鈴木榮治君
谷畑孝君	谷畑孝君	中尾則幸君	中尾則幸君	中尾則幸君
岩崎昭弥君	岩崎昭弥君	峰崎直樹君	峰崎直樹君	峰崎直樹君

議員	議長	副議長	赤桐	操君
松谷蒼一郎君	矢野哲朗君	吉村剛太郎君	南野知恵子君	河本三郎君
山崎正昭君	大田豊秋君	片山虎之助君	佐藤泰三君	前島英二郎君
横崎泰昌君	服部三男雄君	佐藤泰三君	佐藤泰三君	大島慶久君
野間赳君	野間赳君	清水達雄君	清水達雄君	上野公成君
吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	鹿熊安正君	鹿熊安正君	大島慶久君
笠原潤一君	笠原潤一君	河本三郎君	河本三郎君	河本三郎君
新間正次君	新間正次君	佐藤利定君	佐藤利定君	佐藤利定君
佐藤静雄君	佐藤静雄君	森陽子君	森陽子君	森陽子君
谷畑潤一君	谷畑潤一君	西岡瑞穂子君	西岡瑞穂子君	西岡瑞穂子君
種田誠君	種田誠君	堀利和君	堀利和君	堀利和君
岩本久人君	岩本久人君	櫻井規順君	櫻井規順君	櫻井規順君
栗原君子君	栗原君子君	堂本暁子君	堂本暁子君	堂本暁子君
安恒良一君	安恒良一君	山田健一君	山田健一君	山田健一君
紀平悌子君	紀平悌子君	鈴木榮治君	鈴木榮治君	鈴木榮治君
谷畑孝君	谷畑孝君	中尾則幸君	中尾則幸君	中尾則幸君
岩崎昭弥君	岩崎昭弥君	峰崎直樹君	峰崎直樹君	峰崎直樹君

官報(号外)

釣宮 鮎君	江本 孟紀君	刈田 貞子君	下村 泰君	議院運営委員会
北村 哲男君	日下部禪代子君	三石 久江君	吉川 春子君	理事 橋本 敦君 (橋本敦君の補欠)
萩野 浩基君	北澤 俊美君	猪木 寛至君	牛嶋 正君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された
泉 信也君	庄司 中君	常松 克安君	片上 公人君	第24号) 一部を改正する法律案(閣法第一二二号)
清水 遼子君	野別 隆俊君	橋本 敦君	田 英夫君	法務委員会に付託した。
庄司 中君	乾 晴美君	矢原 秀男君	山田 勇君	地方行政委員会に付託した。
井上 哲夫君	星野 明市君	及川 順郎君	片上 公人君	地方行政委員会に付託した。
栗森 喬君	稻村 稔夫君	有働 正治君	山口 哲夫君	補欠
篠野 貞子君	足立 良平君	井上 計君	大森 昭君	補欠
穂山 篤君	穂山 良平君	和田 敦美君	南野知恵子君	南野知恵子君
古川太三郎君	村沢 牧君	鶴岡 洋君	吉田 之久君	文教委員
林 寛子君	木暮 山人君	黒柳 明君	中西 珠子君	辞任
勝木 健司君	松前 達郎君	立木 洋君	吉岡 吉典君	南野知恵子君
瀬谷 英行君	田村 秀昭君	鶴岡 栄松君	吉田 之久君	服部三男雄君
野末 陳平君	池田 治君	高桑 洋君	大久保直彦君	大久保直彦君
石井 一二君	林 寛子君	立木 洋君	黒柳 明君	通信委員
松尾 官平君	勝木 健司君	鶴岡 栄松君	吉田 之久君	辞任
風間 視君	瀬谷 英行君	高桑 洋君	大久保直彦君	南野知恵子君
西野 康雄君	星川 保松君	立木 洋君	吉田 之久君	服部三男雄君
山下 栄一君	中村 錠一君	鶴岡 栄松君	吉田 之久君	大久保直彦君
高崎 裕子君	永野 茂門君	高桑 洋君	吉田 之久君	大久保直彦君
武田 節子君	荒木 清寛君	立木 洋君	吉田 之久君	大久保直彦君
寺崎 昭久君	西川 淑君	鶴岡 栄松君	吉田 之久君	大久保直彦君
青島 幸男君	西山登紀子君	高桑 洋君	吉田 之久君	大久保直彦君
木庭健太郎君	林 猪熊 重二君	立木 洋君	吉田 之久君	大久保直彦君
白浜 一良君	観 正敏君	鶴岡 栄松君	吉田 之久君	大久保直彦君
星野 明市君	渡辺 四郎君	高桑 洋君	吉田 之久君	大久保直彦君
田村 秀昭君	三重野栄子君	立木 洋君	吉田 之久君	大久保直彦君
内閣委員				
議長の報告事項				
一昨六日議長において、次とのおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。				
ある。				
同日委員会において選任した理事は次のとおりで				
ある。				
内閣委員	辞任	補欠	補欠	補欠
議院運営委員	辞任	補欠	補欠	補欠
運輸大臣	二見 伸明君	寺崎 昭久君	星野 明市君	農林水産委員会に付託
郵政大臣	日笠 勝之君	橋本 敦君	吉岡 吉典君	ガス事業法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)
(総務大臣)	鳩山 邦夫君	吉岡 吉典君	吉岡 吉典君	石油公団法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)
労働大臣	寺崎 昭久君	吉岡 吉典君	吉岡 吉典君	ガス事業法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)
決算委員	寺崎 昭久君	吉岡 吉典君	吉岡 吉典君	特定都市鐵道整備促進特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)
辞任	橋本 敦君	吉岡 吉典君	吉岡 吉典君	航空法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)
岩崎 昭弥君	岩崎 昭弥君	岩崎 昭弥君	岩崎 昭弥君	放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法(閣法第四一号)
稻村 稔夫君	稻村 稔夫君	稻村 稔夫君	稻村 稔夫君	電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案(閣法第五四号)
直鳴 正行君	吉岡 吉典君	吉岡 吉典君	吉岡 吉典君	運輸委員会に付託
橋本 敦君	橋本 敦君	橋本 敦君	橋本 敦君	電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案(閣法第五四号)
通話委員会に付託				

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)	建築基準法の一部を改正する法律案	文教委員 辞任	消防法の一部を改正する法律案	農林水産委員会に付託	林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)
労働委員会に付託	同日委員長から次の報告書が提出された。	運輸委員 辞任	簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)審査報告書	石油公団法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)	ガス事業法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)
農住組合法の一部を改正する法律案(閣法第二三号)	都市緑地保全法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)	労働委員 堀 利和君	簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)審査報告書	農林水産委員会に付託	農林水産委員会に付託
不動産特定共同事業法案(閣法第五九号)	建設業法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)	運輸委員 西岡瑞穂子君	石油公団法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)	ガス事業法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)	林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)
建設業法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)	建設委員会に付託	労働委員 堀 利和君	簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)審査報告書	農林水産委員会に付託	農林水産委員会に付託
特定放電光施設の共用の促進に関する法律案(閣法第三四号)	建設業法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)	運輸委員 西岡瑞穂子君	石油公団法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)	ガス事業法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)	林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)
科学技術特別委員会に付託	同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省経済局長原口幸市君及び気象庁長官二宮洋三君の第百二七号)審査報告書	労働委員 堀 利和君	簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)審査報告書	石油公団法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)	ガス事業法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)
同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。	郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第六七号)審査報告書	労働委員 西岡瑞穂子君	石油公団法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)	農林水産委員会に付託	農林水産委員会に付託
オソン層を破壊する物質に関するモン・トリオーネル議定書の改正の受諾について承認を求めるの件	同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次に記載する者を、第百二十九回国会政府委員に任命することを承認した。	労働委員 堀 利和君	簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)審査報告書	石油公団法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)	ガス事業法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)
国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件	同日内閣総理大臣から議長宛、外務省経済局長事務代理朝海和夫君	労働委員 西岡瑞穂子君	石油公団法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)	農林水産委員会に付託	林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)
国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件	気象庁長官事務代理亀甲邦敏君	労働委員 堀 利和君	簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)審査報告書	石油公団法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)	ガス事業法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)
一千九百九十三年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件	同日内閣総理大臣から議長宛、外務省経済局長事務代理朝海和夫君外一名(同日議長承認)を、百二十九回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	労働委員 西岡瑞穂子君	石油公団法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)	農林水産委員会に付託	林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)
特定農業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案	昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	労働委員 堀 利和君	簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)審査報告書	石油公団法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)	ガス事業法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案	法務委員 辞任 南野知恵子君 補欠	労働委員 堀 利和君	石油公団法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)	農林水産委員会に付託	林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)
更生緊急保護法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)	法務委員会に付託	労働委員 堀 利和君	簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)審査報告書	石油公団法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)	ガス事業法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)
農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案(閣法第二七号)	建設委員会に付託	労働委員 堀 利和君	石油公団法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)	農林水産委員会に付託	林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)
不動産特定共同事業法案(閣法第五九号)	建設委員会に付託	労働委員 堀 利和君	簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)審査報告書	石油公団法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)	ガス事業法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)
建築業法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)	建設委員会に付託	労働委員 堀 利和君	石油公団法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)	農林水産委員会に付託	林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

特定放射光施設の共用の促進に関する法律案

(閣法第三四号) 科学技術特別委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

雇用保険法等の一部を改正する法律案 (閣法第十九号)

同日内閣から、次の質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員森暢子君提出動力炉・核燃料開発事業団人形社事業所に関する質問 (答弁することができる期限 七月十八日)

同日委員長から次の報告書が提出された。

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案(閣法第六三号)審査報告書

船員法の一部を改正する法律案(閣法第三三号)審査報告書

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案(閣法第五二号)審査報告書

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五七号)審査報告書

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書

序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

記

裁判官弾劾裁判所裁判員

冬柴 錢三君 (倉田栄喜君の補欠)

同予備員

第四 山田 正彦君 (星野行男君の補欠)

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院

は裁判官訴追委員及び同予備員を左記のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書

のとおり決定した旨の通知書を受領した。

記

裁判官訴追委員

小沢 辰男君 (佐藤守良君の補欠)

江田 五月君 (枝野幸男君の補欠)

大口 善徳君 (平田米男君の補欠)

同予備員

第四 杉山 恵夫君 (金子徳之介君の補欠)

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院

は裁判官訴追委員及び同予備員を左記のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書

のとおり決定した旨の通知書を受領した。

記

審査報告書

同日内閣から、觀光基本法第五条の規定に基づく平成五年度觀光の状況に関する年次報告及び平成六年度において講じようとする觀光政策について

の文書を受領した。

同日内閣大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

異動前の官職名 氏名 異動後の官職名 年月日
外務省総務局長事務代理 野上 義一 (解職) 平六・六・七

同日議長は、内閣總理大臣から申出のあつた次の者を、第百二十九回国会政府委員に任命することを承認した。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

同日議長は、内閣總理大臣から申出のあつた次の者を、第百二十九回国会政府委員に任命することを承認した。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、別に費用を要しない。

本法施行のため、別に費用を要しない。

本法施行のため、別に費用を要しない。

本法施行のため、別に費用を要しない。

本法施行のため、別に費用を要しない。

本法施行のため、別に費用を要しない。

本法施行のため、別に費用を要しない。

本法施行のため、別に費用を要しない。

本法施行のため、別に費用を要しない。

一、簡易生命保険は、簡易に利用できる国営の生命保険として、国民の自助努力による経済生活の安定向上に役立てるため、今後とも、国民のニーズに即した商品の開発充実、加入限度額の引き上げなど制度の改善を図ることとともに、加入者福祉サービスの一層の充実に努めること。

一、簡易生命保険の積立金は、加入者に対する将来の保険金・年金の支払のための原資であることを十分に認識し、その確実かつ有利な運用に努めるとともに、リスク・ヘッジ手法の一層の充実、より効果的な分散投資を可能とするための運用対象の多様化等資金運用制度の改善を図ること。

一、国民の自助努力を一層支援するため、生命保険・個人年金に係る税制上の支援措置の充実を図ること。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障を要する身体障害の状態が一定期間継続したことにより年金を割り増して支払う終身年金保険の制度を設けようとするものであり、妥当な措置と認める。

右決議する。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成六年四月十一日

内閣総理大臣 細川 譲熙

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)

の一部を次のように改正する。

第十四条中「又は」を「若しくは」に改め、「年金

の」の下に「支払をし、又は当該年金のはか、保険

約款の定めるところにより、被保険者の特定要介

護状態が保険約款の定める期間継続したことによ

り割増年金の」を加える。

第十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五

項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前

項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条

第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の終身年金保険は、被保険者の特

定要介護状態が保険約款の定める期間継続した

ことにより割増年金を支払うこととする終身年

金保険(以下「介護割増年金付終身年金保険」と

いう。)以外のものでなければならない。

第二十四条第一項中「含み」の下に「介護割増年金付終身年金保険の保険契約にあっては割増年金の額を除き」を加え、「当該」を「当該」と、「及

三項中「次条」を「第二十五条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第二十八条第一項中「第三者」を「第三者」に改め、「定める」の下に「保険契約をし、介護割増年金付終身年金保険にあつては第三者を被保険者とする」を加える。

第三十条第一項中「若しくは家族保険」を「家族保険若しくは介護割増年金付終身年金保険」に改め、「終身年金保険」の下に「(介護割増年金付終身年金保険を除く。)」を加える。

第三十九条第一項中「財形貯蓄保険」の下に「、介護割増年金付終身年金保険をし、終身年金保険に改め、「終身年金保険」の下に「(介護割増年金付終身年金保険を除く。)」を加える。

第四十条第一項中「財形貯蓄保険」の下に「、介護割増年金付終身年金保険をし、終身年金保険に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 介護割増年金付終身年金保険の保険契約に係る割増年金額の増額(介護割増年金付終身年金保険以外の終身年金保険から介護割増年金付終身年金保険への変更を含む。)

第六十三条中「(第五項)」を「(第六項)」、「(第二項)」を「(第四項)」に改める。

第四十八条第四項中「第四十条第四項たゞ書」を「第四十条第五項たゞ書」に改め、同条第五項中「たゞ書」を「たゞ書」に改める。

第五十六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 介護割増年金付終身年金保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、保険契約者が又は被保険者の故意による傷害又は疾病を原因として被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したときは、国は、割増年金を支払う責めに任じない。

て同項の解除の原因たる事実の存するときを除き、「を加え、「その期間内」を「その保険契約の効力発生後二年を経過するまでの間」に改める。

第四十条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 介護割増年金付終身年金保険の保険契約(特

約に係る部分を除く。)においては、保険契約者が又は被保険者の故意による傷害又は疾病を原因として被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したときは、国は、割増年金を支払う責めに任じない。

第五十七条第一項中「又は養老保険」を「養老保険」に改め、「除く。」の下に「又は介護割増年金付終身年金保険」を加え、同項たゞ書中「ただし」の下に「、介護割増年金付終身年金保険」を加え、同条第三項中「終身年金保険」の下に「(介護割増年金付終身年金保険を除く。)」を加える。

第五十九条第四項たゞ書中「第五十六条第三項」を「第五十六条第四項」に改める。

第六十二条第一項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 介護割増年金付終身年金保険の保険契約に

係る割増年金額の増額(介護割増年金付終身年金保険以外の終身年金保険から介護割増年金付終身年金保険への変更を含む。)

第六十六条第一項中「及び第五項」を「及び第六項」に改める。

第六十九条第三項中「第五十六条第二項」を「第六十六条第四項」に改め、「約した年金」の下に「(介護割増年金付終身年金保険の保険契約に係る

割増年金を除く。)」を加える。

第七十三条第二項中「終身保険」の下に「又は介護増年金付終身年金保険」を加える。

第八十一条第二項ただし書中「ただし」の下に「、当該年金のうち介護増年金付終身年金保険の保険契約に係る割増年金以外のものにあつては」を加える。

附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

この法律の施行前に効力が発生した終身保険

の簡易生命保険契約については、改正後の第三十九条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

審査報告書

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険・福祉事業団法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月六日

通信委員長 森 輝子
参議院議長 原 文兵衛殿

充実、より効果的な分散投資を可能とするため

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲を拡大するとともに、簡易保険・福祉事業団において、同特別会計から運用寄託をされた資金の運用を行うことができるようになるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、長寿福祉社会の実現と金融自由化への適切な対応を図るため、次の各項の実施について、積極的に努めるべきである。

一、簡易生命保険は、簡易に利用できる国営の生命保険として、国民の自助努力による経済生活の安定向上に役立てるため、今後とも、国民のニーズに即した商品の開発充実、加入限度額の引き上げなど制度の改善を図るとともに、加入者福祉サービスの一層の充実に努めること。

二、簡易生命保険の積立金は、加入者に対する将来の保険金・年金の支払のための原資であることを十分に認識し、その確実かつ有利な運用に努めるとともに、リスク・ヘッジ手法の一層の充実、

の運用対象の多様化等資金運用制度の改善を図ること。
「(以下)の条において「外国政府等」という。」「(以下)の条において「国際機関」という。」「(以下)の条において「証券取引所が、定期の定めを、「債券」の下に「証券取引所が、定期の定め」とことにより、外国政府の発行する債券について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。」を加え、同項第十四号中「国際機関」の下に「(以下)の条において「外国政府等」という。」「(以下)の条において「証券取引所が、定期の定めを、「債券」の下に「証券取引所が、定期の定め」とことにより、外国政府の発行する債券について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。」を加え、同項第十七号中「簡易保険・福祉事業団」の下に「(次条において「事業団」という。)」を加え、同項第二十号中「外國政府、外國の地方公共団体、国際機関」を「外國政府等」に改め、

右は提出する。
簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険・福祉事業団法の一部を改正する法律案

右決議する。

国会に提出する。

平成六年四月十二日

内閣総理大臣 細川 譲熙

二十一 債券オプション (当事者の一方の意

思表示により当事者間において債券(第七

号及び第十四号に規定する標準物を含む。)

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険・福祉事業団法の一部を改正する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律

及び簡易保険・福祉事業団法の一部を改正する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正

及び簡易保険・福祉事業団法の一部を改正する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正

第一項第六項中「この場合において」の下に

「、外國債への運用に準用するときは、第三項

中「割合」とあるのは「割合(外国政府等の発行す

る外債)その他の外債の発行する外債の十分の五

を超える割合」とを、「ときは」の下に「同項

及び前項中」を加え、同項第七項中「第一項」の

いて、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。」を加え、同項第十四号中「国際機関」の下に「(以下)の条において「外國政府等」という。」「(以下)の条において「証券取引所が、定期の定めを、「債券」の下に「証券取引所が、定期の定め」とことにより、外国政府の発行する債券について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。」を加え、同項第十七号中「簡易保険・福祉事業団」の下に「(次条において「事業団」という。)」を加え、同項第二十号中「外國政府、外國の地方公共団体、国際機関」を「外國政府等」に改め、

右は提出する。
簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険・福祉事業団法の一部を改正する法律案

右決議する。

国会に提出する。

平成六年四月十二日

方公共団体、国際機関」を「外國政府等」に改め、

右は提出する。

二十一 債券オプション (当事者の一方の意

思表示により当事者間において債券(第七

号及び第十四号に規定する標準物を含む。)

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険・福祉事業団法の一部を改正する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律

及び簡易保険・福祉事業団法の一部を改正する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正

及び簡易保険・福祉事業団法の一部を改正する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正

第一項第六項中「この場合において」の下に

「、外國債への運用に準用するときは、第三項

中「割合」とあるのは「割合(外国政府等の発行す

る外債)その他の外債の発行する外債の十分の五

を超える割合」とを、「ときは」の下に「同項

及び前項中」を加え、同項第七項中「第一項」の

下に「及び次条第一項」を加え、「同項」を「これら」と改める。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、

第四条を第五条とし、第三条の次に次の二条を

加える。

(運用寄託)

第四条 郵政大臣は、前条第一項に規定するものに運用するほか、第一条の目的と事業団の目的の共通性にかんがみ、事業団に対し、そ

の長期的な観点からの資金の運用に基づく納付金の納付を目的として、事業団が行う運用

のための資金を積立金から寄託すること(次

項において「運用寄託」という。)ができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により運用寄託を

した資金に付する利子については、運用寄託の目的を達成するため、前条第一項第十七号

の規定による貸付金の利率に比して低い利率

を定めることができる。

3 郵政大臣は、経済情勢その他の事情を勘案

して、毎年一回、前項の利率を変更することができる。この場合においては、同項の規定

を適用する。

4 郵政大臣は、前二項の規定により利率を定め、又はこれを変更しようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

(簡易保険福祉事業団法の一部改正)

第二条 簡易保険福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「借り入れた」を「運用寄託(簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第四条第一項に規定する運用寄託をいう。)をされた」に改める。

第二十五条の見出しを「(運用寄託金及び借入金)」に改め、同条第一項中「長期借入金」を「運用寄託金(同号に規定する資金をいう。次項において同じ。)の受け入れ」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 事業団は、前項の規定による運用寄託金の受入れ後十年以内に当該運用寄託金を簡易生命保険特別会計に返還しなければならない。

第三十五条第一号中「第二項若しくは第三項ただし書」を「第二項若しくは第四項ただし書」に改める。

附則第十二条を次のように改める。

(運用業務の特例)

第十二条 事業団は、第十九条の規定にかかわらず、簡易生命保険の積立金の運用に関する

法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)による改

正前の第十九条第二号の業務で同法による改

正前の第二十五条第一項の規定による長期借入金に係るもの及びこれに附帯する業務を行

うことができる。この場合において、第十九

条の二中「前条第二号に規定する」とあるのは

「前条第二号及び附則第十二条に規定する業

務に係る」と、第二十三条の二中「同条第一号の業務及びこれに附帯する業務」とあるのは「同条第二号の業務及びこれに附帯する業務」と、第三十八条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条及び附則第十二条」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附帯決議

審査報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月六日
通信委員長 森暢子
参議院議長 原文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて金融自由化の的確に対応するため、あわせて金融自由化対策資金の運用対象の多様化を

ともに郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、すべての通常郵便貯金の利率について市場金利を勘案して郵政大臣が定めることと

行い、全国各地から集められた郵便貯金資金を直接地域に還元できるようにするなど、資金運

用制度の一層の改善・充実に努めること。

一、多様化する国民利用者のニーズに対応するとともに、長期間払戻しの請求等がない郵便貯金についての取扱いを合理化し、郵便貯金

を担保とする貸付けの更新の制度を設け、及び

郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲を拡大しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

金者貸付制度の改善など、引き続き利用者の利便向上に努めること。

一、権利消滅金については、もともと預金者の大切な貯金であることにかんがみ、消滅を防止する方策をより一層推進するとともに、その用途に関しては、資金の性格に十分配意し、国民利用者の理解が得られる施策の検討を進めること。

右決議する。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成六年四月二十二日

内閣総理大臣 細川 譲熙

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法(昭和二十一年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項ただし書を削り、同条第二項中「同項本文」を「同項」に改める。
第十六条第三号中「省令で定める通常郵便貯金の種類の区分」を「通常郵便貯金の種類の区分」とし、貯金の全部払戻しの請求があつたものとなして、省令で定めるところにより貯金を払い渡す。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条(貯金に関する権利の消滅) 第四十一条の二第一項の規定により貯金の預入又は一部払戻しの取扱いを

戻しの取扱いをしないこととされた通常郵便貯

金について、その後十年間その貯金の全部払戻しの請求(同条第二項の規定により貯金の全部払戻しの請求とみなされるものを含む。)がない場合において、貯金原簿所管庁がその預金者に対し貯金の処分をすべき旨を催告し、その催告を発した日から一月以内になお貯金の処分の請求がないときは、その貯金に関する預金者の権利は、消滅する。

第四十条の次に次の二条を加える。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

第四十条の二(十年間預入、払戻し等のない通常郵便貯金の取扱い) 十年間貯金の預入及び払戻しがなく、かつ、通帳の再交付に係る請求、印章の変更に係る届出その他の省令で定める請求若しくは届出又は第二十二条の規定による通帳

若しくは貯金証書の提出がない通常郵便貯金については、第七条第一項第一号の規定にかかるわらず、貯金の預入又は一部払戻しの取扱いをしない。

前項に規定する通常郵便貯金について、通帳の再交付に係る請求、印章の変更に係る届出その他の省令で定める請求又は届出があつたときは、貯金の全部払戻しの請求があつたものとなして、省令で定めるところにより貯金を払い渡す。

第十二条第一項ただし書を削り、同条第二項中「同項本文」を「同項」に改める。
第十六条第三号中「省令で定める通常郵便貯金の種類の区分」を「通常郵便貯金の種類の区分」とし、貯金の全部払戻しの請求があつたものとなして、省令で定めるところにより貯金を払い渡す。

第二十九条(貯金に関する権利の消滅) 第四十一条の二第一項の規定により貯金の預入又は一部払戻しの取扱いを

郵政大臣が定める種類のものに改める。

第五十二条の二第一項中「第十二条第一項ただし書に規定する通常郵便貯金」を「通常郵便貯金のうちその経過したとき以後における預金者の利便を勘案して郵政大臣が定める種類のもの」に改めるとし、第六十六条の次に次の二条を加える。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

第六十六条の二(貸付けの更新)

第六十四条の規定による貸付金の貸付期間が満了する場合において、省令で定めるところにより、預金者から当該貸付けの更新の請求及び当該貸付金の利子に係る債務の弁済(次項において「更新請求等」という。)があつたときは、当該貸付金の貸付期間が満了する日に、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済があり、かつ、当該貸付金と同一額の新たな同条の規定による貸付けをしたものとみなす。

前項の規定により預金者が行う更新請求等

は、第六十四条の規定による貸付金及びその利子に係る債務の弁済(同項の規定により当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済とみなされるものを除く。)が行われるまでの間に、

第八号に規定する標準物を含む。)の売買取引を成立させることができるものとし、

する権利であつて、政令で定めるものとす。

十五 債券オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において債券(第一号及び

下に「外債」への運用に準用するときは、第二項中「割合」とあるのは「割合(外債等の発行する

外債その他の外債の発行する政令で定める外

国債に適用する場合にあつては、一の外債等

又は外債の発行する外債の十分の五を超える割合」とを加え、「これらの規定」を「同項及び

前項」に、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

加える。

第六十八条の三第五項中「この場合において」の下に「外債」への運用に準用するときは、第二項中「割合」とあるのは「割合(外債等の発行する外債その他の外債の発行する政令で定める外債に適用する場合にあつては、一の外債等又は外債の発行する外債の十分の五を超える割合」とを加え、「これらの規定」を「同項及び前項」に、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

(号外)

附則

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第六十八条の三の改正規定及び次条の規定

定 公布の日

二 第十二条、第十六条、第四十二条及び第五十一条の二の改正規定並びに附則第五条の規定

定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二十九条の改正規定及び第四十条の規定

第一条を加える改正規定並びに附則第三条の規定

定 平成七年四月一日

四 第六十六条の二の改正規定 同条を第六十条の三とし、第六十六条の次に一条を加える改正規定及び第六十七条の改正規定並びに

附則第四条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(審議会への諮問)

第二条 郵政大臣は、前条第二号に掲げる改正規定の施行の日前においても、それぞれ改正後の郵便貯金法第十二条第一項又は第六十六条の二第二項の政令の制定又は改正のため郵便貯金法第十二条第三項の政令で定める審議会に諮問することができる。

(貯金に関する権利の消滅に係る経過措置)

第三条 平成七年二月一日から附則第一条第三号に掲げる改正規定の施行の日(以下この条において「一部施行日」という。)の前日までに改正前の郵便貯金法第二十九条第一項の規定により発した催告に係る郵便貯金であつて、同日までに

通帳若しくは貯金証書の提出(これらを亡失した場合には、郵便貯金法第十八条の規定による再交付の請求。以下この条において「通帳の提出等」という。)又は貯金の処分の請求がなかつたものについては、なお従前の例による。ただし、当該貯金について、一部施行日以後、その

催告を発した日から二月以内に通帳の提出等又は貯金の処分の請求(貯金の全部払戻しの請求を除く。)があったときは、当該通帳の提出等又は貯金の処分の請求があつた日の翌日から、改正後の郵便貯金法第二十九条及び第四十条の二の規定を適用する。

審査報告書

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案

第五条 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(一部改正)

第六条 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第

七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第十二条第一項ただし書に規定する通常郵便貯金」を「第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金のうち郵政大臣が定める種類のもの」に改める。

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。
平成六年六月三日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

三 この法律の実施の責めに任ずること。

(内閣総理大臣の責務)

第三条 内閣総理大臣は、各省各庁の長(内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長及び人事院総裁並びに各外局の長をいう。以下同じ。)が行う勤務時間、休日及び休暇に関する事務の運営に關し、その統一保持上必要な総合調整を行うものとする。

(各省各庁の長の責務等)

第四条 各省各庁の長は、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施に當たっては、公務の円滑な運営に配慮することともに、職員の健康及び福祉を考慮することにより、職員の適正な勤務条件の確保に努めなければならない。

2 各省各庁の長は、この法律による権限の一部を部内の職員に委任することができる。

(一週間の勤務時間)

第五条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間当たり四十時間とする。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第六条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間)を割り振らない日をいう。以下同じ。とする。

2 各省各庁の長は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとする。

3 各省各庁の長は、試験研究に関する業務に從事する職員で人事院規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を

考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが

公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間ごとに期間につき前条に規定する勤務時間となるよう当該職員の勤務時間を割り振ることができるものとする。

第七条 各省各庁の長は、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要のある職員については、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事院規則の定めるところにより、四週間ごとの期間につき入日の週休日を設け、及び当該期間につき第五条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振らなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該官庁の特殊の必要により、四週間ごとの期間につき入日の週休日を設け、又は当該期間につき同条に規定する勤務時間と同様に勤務時間を割り振らなければならない。

(休憩時間)

第九条 各省各庁の長は、第六条第二項若しくは第三項、第七条又は前条の規定により勤務時間と同様に勤務する場合には、人事院規則の定めるところにより、休憩時間を置かなければならない。

(通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間)

第十一条 第六条第二項若しくは第三項、第七条又は第八条の規定により勤務時間が割り振られた日(第十五条第一項において「勤務日等」といふ。)に通常の勤務場所を離れる勤務のうち研修その他の勤務する時間帯が定められる勤務で人事院規則で定めるものを命ぜられた職員については、当該勤務を命ぜられた時間とこれらの規定により割り振られた勤務時間とみなす。

(週休日の振替等)

第八条 各省各庁の長は、職員に第六条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命する必要がある場合には、人事院規則の定めるところにより、第六条第二項若しくは第三項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち人事院規則で定める期間内に勤務する必要がある日に、勤務時間と同様に週休日を週休日に変更して当該勤務日に勤務された勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内に勤務する必要がある勤務日の勤務時間のうち四時間は当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務する必要がある日に割り振ることを命ずる必要がある日に割り振ることを命ずる必要がある勤務日(勤務時間のうち四時間)を当該勤務日に割り振ることができる。

第九条 各省各庁の長は、第六条第二項及び第三項中「八時間」とあるのは「八時間に第十一條の規定により延長した時間の二分の一」を超える範囲において各省各庁の長が定める時間と同様に勤務する必要がある勤務日(勤務時間)を加えた時間とあるのは「八時間に第十一條の規定により延長された後の勤務時間」と、第六条第三項中「前条に規定する勤務時間」と、第七条第二項中「前条に規定する勤務時間」と、第八条第三項中「四時間」とあるのは「四時間に三十分を超えない範囲において各省各庁の長が定める時間と加えた時間」とする。

では、当該勤務を命ぜられた時間とこれらの規定により割り振られた勤務時間とみなす。

(船員の勤務時間の特例)

第十一条 各省各庁の長は、船舶に乗り組む職員について、人事院と協議して、第五条に規定する勤務時間と同様に勤務する必要がある場合には、当該職員の勤務時間を一週間当たり二時間を超えない範囲内において延長することができる。この場合における第六条第二項及び第三項、第七条第二項並びに第八条の規定の適用については、第六条第二項中「八時間」とあるのは「八時間に第十一條の規定により延長した時間の二分の一」を超えない範囲内において各省各庁の長が定める時間と同様に勤務する必要がある勤務日(勤務時間)を加えた時間とあるのは「八時間に第十一條の規定により延長された後の勤務時間」と、第六条第三項中「前条に規定する勤務時間」と、第七条第二項中「前条に規定する勤務時間」とあるのは「第十一條の規定により延長された後の勤務時間」と、第八条第三項中「四時間」とあるのは「四時間に三十分を超えない範囲内において各省各庁の長が定める時間と加えた時間」とする。

第十二条 船舶に乗り組む職員で人事院規則で定めるものの勤務時間については、当該職員が第六条第二項若しくは第三項、第七条又は第八条の規定により勤務時間が割り振られた日(第十五条第一項において「勤務日等」といふ。)に通常の勤務場所を離れる勤務のうち研修その他の勤務する時間帯が定められる勤務で人事院規則で定める作業に従事する場合には、第五条又は前条の規定による勤務時間

のほか、当該作業に従事する時間は、当該職員の勤務時間とする。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第十三条 各省各庁の長は、第五条から第八条まで、第十一条及び前条の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事院規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ぜることができる。

(休日)

第十四条 職員は、国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日の代休日)

第十五条 各省各庁の長は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤

務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事院規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休暇の種類)

第十六条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

(年次休暇)

第十七条 年次休暇は、一年ごとにおける休暇とし、その日数は、一年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

1 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員
2 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、人事院規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 年次休暇については、その時期につき、各省各庁の長の承認を受けなければならない。この場合において、各省各庁の長は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

(病気休暇)

を超えない範囲内で人事院規則で定める日数を超過する職員の給与等に関する特例法（昭和三

二十九年法律第二百四十一号）の適用を受ける

職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他その他の業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下この号において「給与特例法適用職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他の人事院規則で定める職員 給与特例法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の人事院規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事院規則で定める日数

員 給与特例法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の人事院規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事院規則で定める日数

第二十条 介護休暇は、職員が配偶者（届出しないが事实上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事院規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事院規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(介護休暇)

第二十一条 介護休暇は、職員が配偶者（届出しないが事实上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事院規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事院規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

する。

(特別休暇)

第十九条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇とする。

この場合において、人事院規則でその期間を定めた場合における休暇とする。

(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)

第二十一条 病気休暇、特別休暇（人事院規則で定めるものを除く。）及び介護休暇については、人事院規則の定めるところにより、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

(人事院規則への委任)

第二十二条 第十六条から前条までに規定するものほか、休暇に関する手続その他の休暇に関する必要な事項は、人事院規則で定める。（非常勤職員の勤務時間及び休暇）

第二十三条 常勤を要しない職員の勤務時間及び休暇に関する事項については、その職務の性質等を考慮して人事院規則で定める。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（以下「旧給与法」という。）第十四条第三項本文の規定に基づき月曜日から金曜日までの五日間において一日につき八時間（同条第二項の規定により一週間に相当する時間）の勤務時間が割り振られて

いる職員について同条第四項の規定に基づき定める（この法律の施行の際現に旧給与法第十四条の二の規定による休日が勤務時間法第七条及び第八条の規定によ

められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ第八条の規定に基づき各省

各庁の長が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

2 この法律の施行の際現に前項に規定する職員以外の職員について旧給与法第十四条第三項又は第四項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ第六条第三項、第七条又は第八条の規定に基づき各省各庁の長が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

3 この法律の施行の際現に前項に規定するもののほか、この法律（次条から附則第十二条までの規定を除く。）の施行に伴い必要な経過措置は、人事院規則で定める。

4 この法律の施行前に、船舶に乗り組む職員ではあって旧給与法第十四条第二項の規定により一週間の勤務時間が延長されているものについては、施行日において第十一条の規定により一週間当たりの勤務時間が延長されたものとみなす。

5 この法律の施行前に、船舶に乗り組む職員では施行日において第十一条の規定により一週間の勤務時間が延長されているものについては、施行日において第十一条の規定により一週間当たりの勤務時間が延長されたものとみなす。

6 この法律の施行前に、船舶に乗り組む職員では施行日において第十一条の規定により一週間当たりの勤務時間が延長されているものについては、施行日において第十一条の規定により一週間当たりの勤務時間が延長されたものとみなす。

7 前各項に規定するもののほか、この法律（次条から附則第十二条までの規定を除く。）の施行に伴い必要な経過措置は、人事院規則で定める。（一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正）

8 前二項の規定が適用される職員についてこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の法令の規定に基づき定められている休憩時間については、第九条の規定に基づく休憩時間とみなす。

9 前二項の規定が適用される職員についてこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の法令の規定に基づき定められている休憩時間については、第九条の規定に基づく休憩時間とみなす。

三第四項又は第七項の規定に基づき各庁の長又はその委任を受けた者の承認を受けている休暇については、それぞれ第十七条第三項又は第二十二条の規定に基づき各省各庁の長が承認したるものとみなす。

第十四条の二及び第十四条の三を削る。

第十四条の二及び第十四条の三を削除する。

第十五条中「祝日法による休日又は年末年始の休日」を「勤務時間法第十四条に規定する祝日の休日」を「勤務時間法第十五条第一項の規定による休日（勤務時間法第十五条第一項の規定による休日等）」という。又は「勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定され、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員については、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は「勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定され、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員については、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日（勤務時間法第十五条第一項の規定による休日等）」とい

ては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は「勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定され、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員については、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）に改め

る。

当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員については、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）に改め

る。

基づく週休日に当たるときは、人事院規則で定める日)及び年末始の休日等に改める。

第十九条の二第一項中「勤務を要しない日」を「勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条の規定に基づく週休日」に、「休日」を「休日等」に改める。

第二十二条の見出し中「給与等」を「給与」に改め、同条第四項を削る。

(国家公務員法の一部改正)

第四条 国家公務員法の一部を次のように改正する。

第二十九条第五項中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に、「且つ」を「かつ」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第五条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改め、同条第三項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に第一号を加える。

四 介護休暇の承認を受けて勤務しなかつた日

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第六条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第三号中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改め、第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第一号)(第二条及び第三条の規定を除く。)

(在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)

第七条 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改める。

第一条第三項中「除く外」を「除くほか」に、「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第四条第一項中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改め、同条第三項中第六号を第七号とし、第五号を第五号とし、第三号の次に第一号を加える。

第三号中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改め、第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

第三号中「除く外」を「除くほか」に、「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改め、第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

第三号中「除く外」を「除くほか」に、「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改め、第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

第七条の見出し中「「」を「超える」と改め、

第二十七条第一項中「第三項第五号」を「第三項第六号」に改める。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第九条 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部を次のように改める。

第三条第一項中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改め、同条第二項中「給与法第十七条の規定により休日給が一般的の職員に対し支給される日」を「次に掲げる日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日及び年末始の休日

二 給与法第十七条の規定により休日給が一般的の職員に対し支給される日(前号に掲げる日を除く。)

第七条第一項第三号中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改め、同項に次の二号を加える。

六 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定

(國立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第十一条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改める。

第三条第一項中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改め、同条第二項中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改め、同条第三項中第六号を第七号とし、第五号を第五号とし、第三号の次に第一号を加える。

一 勤務時間法第十四条に規定する祝日法によ

る休日及び年末始の休日

二 給与法第十七条の規定により休日給が一般的の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日」を「次に掲げる日」に改め、同条に次の各号を加える。

一 勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日及び年末始の休日

二 給与法第十七条の規定により休日給が一般的の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日(前号に掲げる日を除く。)

附則第二項中「給与法第十四条」を「勤務時間法第五条から第八条まで、第十二条及び第十二条に改める。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第十二条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「各庁の長」を「各省各庁の長」に、「一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五条)以下「給与法」という。第七条を「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第一号)第三条に改める。

第十二条第一項中「各庁の長」を「各省各庁の長」に改め、同条第二項中「給与法第十五条」を「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十九年法律第九十五条)以下「給与法」という。第十五条に改める。

第十三条中「各庁の長」を「各省各庁の長」に、「給与法第十五条」を「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十九年法律第九十五条)以下「給与法」という。第十五条に改める。

第十二条第一項中「各庁の長」を「各省各庁の長」に改め、同条第二項中「給与法第十五条」を「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十九年法律第九十五条)以下「給与法」という。第十五条に改める。

一 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)第九条第一項

二 檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六条)第一条第一項

三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)第一条及び第七条

第一項
四 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九十九号)附則第四項及び第七項

五 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第七条の一

六 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百二十四号)第一条第一項第三号及び同条第二項

七 国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十九年法律第一百八十号)附則第二項

八 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第一百八十二号)第五条第四項

九 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第一百二十八号)第二条第一項第五号

十 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第一百五号)附則第九条

十一 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第一号)第二条中

十二 国家公務員等共済組合法第一項の次に一条

を加える改正規定

十一 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)第一百四十二条第一項の表

十三 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第一号)第二条中

地方公務員等共済組合法第百四十二条第二項

第一項
四 國際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第八条

五 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十九年法律第一百七十二号)附則第十四項

十六 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百一十九号)第五十五条

十七 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七条)第二条第二項第一号

十八 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)第四条第一項第一号

十九 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)附則第五条第二項

二十 公職の報酬等に関する法律(昭和二十二年法律第一号)第二条第一項第一号

二十一 公職の報酬等に関する法律(昭和二十二年法律第一号)第二条第一項第一号

二十二 公職の報酬等に関する法律(昭和二十二年法律第一号)第二条第一項第一号

二十三 公職の報酬等に関する法律(昭和二十二年法律第一号)第二条第一項第一号

二十四 公職の報酬等に関する法律(昭和二十二年法律第一号)第二条第一項第一号

二十五 公職の報酬等に関する法律(昭和二十二年法律第一号)第二条第一項第一号

二十六 公職の報酬等に関する法律(昭和二十二年法律第一号)第二条第一項第一号

二十七 公職の報酬等に関する法律(昭和二十二年法律第一号)第二条第一項第一号

二十八 公職の報酬等に関する法律(昭和二十二年法律第一号)第二条第一項第一号

二十九 公職の報酬等に関する法律(昭和二十二年法律第一号)第二条第一項第一号

三十 公職の報酬等に関する法律(昭和二十二年法律第一号)第二条第一項第一号

一、委員会の決定の理由
要領書

本法律案は、船員の労働条件をめぐる社会経

濟情勢の動向にかんがみ、船員のゆとりのある

生活の実現等に資するため、船員について週平

均四十時間労働制に移行するとともに、六箇月

間連続して勤務に従事した船員に有給休暇を付

与することとするほか、漁船に乗り組む船員の

有給休暇に関する所要の規定を整備する等の措置

を講じようとするものであって、妥当な措置と

認められる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

政府は、本法施行に当たり、次の事項について

万全の措置を講すべきである。

一層、基準労働期間の短縮に努めるとともに、

捕獲休日労働について、可能な限り休日を確保

するよう努め、その運用に当たって十分な指導

を行うこと。

平成六年六月七日

運輸委員長 和田 教美

参議院議長 原 文兵衛殿

二、「労働時間の特例に係る一定の期間の延長、及び

時間外労働の労使協定について過重労働とな

らないよう適切な指導を行うこと。

三、「漁船船員の有給休暇制度については、その労

働実態等を踏まえ、早期に船員法への一元化を

含めより一層の改善に努めること。

四、「指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休

日に関する省令」の改正に当たっては、法改正

の趣旨を踏まえ、本法との格差是正に努めること。

五、内航海運の船員の高齢化に伴う人員不足の解

消を図るため、海員学校等船員養成機関の体制

整備充実等抜本的な対策を講ずること。

六、内航海運における船員の労働条件・労働環境

の改善を図るため、運賃・用船料の適正化に努

め、内航海運業の一層の健全化を推進すること。

七、船員法の履行確保を推進するため、船員労働

の改善を図るため、運賃・用船料の適正化に努

め、内航海運業の一層の健全化を推進すること。

八、内航海運における船員の労働条件・労働環境

の改善を図るため、運賃・用船料の適正化に努

め、内航海運業の一層の健全化を推進すること。

九、内航海運における船員の労働条件・労働環境

の改善を図るため、運賃・用船料の適正化に努

め、内航海運業の一層の健全化を推進すること。

十、内航海運における船員の労働条件・労働環境

の改善を図るため、運賃・用船料の適正化に努

め、内航海運業の一層の健全化を推進すること。

十一、内航海運における船員の労働条件・労働環境

の改善を図るため、運賃・用船料の適正化に努

め、内航海運業の一層の健全化を推進すること。

内閣総理大臣 細川 譲熙

船員法の一部を改正する法律案

船員法の一部を改正する法律案

「次条第一項又は第二項」に改め、同条第二項中

「前項に規定する」を「同一の事業に属する」に改

め、「のため勤務に従事しない期間」の下に「育

児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)

加え、「前項の一年間」を削り、同条第三項中「合

計が」の下に「一年当たり」を加え、同条第一項の

次に次の二項を加える。

船舶所有者は、船員が前項の規定により与え

られた有給休暇に係る連続した勤務の後に当該

同一の事業に属する船舶において一年間連続し

て勤務に従事したときは、その一年の経過後一

年以内にその船員に次条第三項又は第四項の規

定による日数の有給休暇を与えることとする。

右決議する。

船員法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成六年三月十八日

内閣総理大臣 細川 譲熙

第二項の規定により与えなければならない有給休

暇の日数に、「但し、前条第一項但書」を「ただし、

同条第三項において準用する同条第一項ただし書」

に改め、同条第二項中「沿海区域又は平水区域を

する。」

第七十五条第一項中「有給休暇の日数」を「前条

の規定により与えなければならない有給休

暇の日数に、「但し、前条第一項但書」を「ただし、

同条第三項において準用する同条第一項ただし書」

に改め、同条第二項中「沿海区域又は平水区域を

する。」

第一項ただし書の規定は、前項の場合につい

て準用する。

第七十五条第一項中「有給休暇の日数」を「前条

の規定により与えなければならない有給休

暇の日数に、「但し、前条第一項但書」を「ただし、

同条第三項において準用する同条第一項ただし書」

に改め、同条第二項中「沿海区域又は平水区域を

する。」

第七十九条の二 主務大臣は、必要があると認め

るときは、船員中央労働委員会の決議により、

漁船に乗り組む船員の有給休暇に関する必要な命

令を発することができる。

第一百二十四条中「三十万円」を「百万円」に改め

る。

航行区域とする船舶で国内各港間のみを航海する

ものに乗り組む船員の「第二項に規定する船員

に前条第二項の規定により与えなければならない」

に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同

条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

前条第一項の規定により与えなければならない

い有給休暇の日数は、連続した勤務六箇月につ

いて十五日とし、連続した勤務三箇月を増すご

とに五日を加える。ただし、同項ただし書の規

定により有給休暇の付与を延期したときは、そ

の延期した期間一箇月を増すことに一日を加え

る。

沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶

で国内各港間のみを航海するものに乗り組む船

員に前条第一項の規定により与えなければならない

い有給休暇の日数は、前項の規定にかかわら

ず、連続した勤務六箇月について十日とし、連

続した勤務三箇月を増すことに三日（同項ただ

し書に規定する期間については、一箇月を増す

ことに一日）を加える。

第七十九条の見出しを「（適用範囲等）」に改め、

第七章中同条の次に次の二条を加える。

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行

する。

（労働時間に関する経過措置）

第二条 海員の平成七年三月三十一日を含む基準

労働期間に係る労働時間については、この法律

による改正後の船員法（以下「新法」という。）第

六十条第二項及び第六十二条第一項（新法第八

十八条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)又は新法第百四十六条第一項の規定により読み替えて適用する新法第六十条第二項及び第六十二条第一項(次項及び附則第四条第二項において「読み替えた後の新法第六十条第二項及び第六十二条第一項」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 平成九年二月三十日においてその労働時間について読み替えた後の新法第六十条第二項及び第六十二条第一項の規定が適用されている海員の同日を含む基準労働期間に係る労働時間については、新法第六十条第二項及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、読み替えた後の新法第六十条第二項及び第六十二条第一項の規定の例によつては、新法第六十条第二項及び第六十二条第一項の規定にかかる経過措置

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ。)において施行日前から引き続き同一の事業に属する船舶における勤務に従事している船員(施行日において新法第七十四条第四項の規定により当該勤務に従事した期間とみなされる期間中である船員及び施行日において船舶における勤務が中断している船員を含む。)に関する

第五条 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正

第六条 施行日前の国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項の規定による改正後の国(地方公務員の育児休業等に関する法律)の一部

第七条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

2 職員に関する船員法(昭和二十二年法律第二百号)第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項」とする。

5 職員に関する船員法(昭和二十二年法律第二百号)第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項」とあるのは、「國家公務員の育児休業等に関する法律」の一部

第八条 施行日前の地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項に規定する育児休業をし

日が、施行日以後の日を初日として同一の事業に属する船舶において初めて六箇月間連続して勤務に従事した日後である船員(以下この項において「新法適用船員」という。)について適用し、その他の船員については、なお従前の例による。この場合において、新法適用船員に係る新法第七十四条第一項及び第二項並びに第七十五条第一項及び第二項の規定の適用について

は、新法第七十四条第一項中「初めて」とあるのは「船員法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)第二条第一項に規定する育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項又は第二項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「平成六年改正法」という。)の施行の日以後の日を初日として初めて」と、「次条第一項又は第二項」とあるのは「平成六年改正法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する前項」と、新法第七十五条第一項中「十五日」とあるのは「十五日」とある。これは「平成六年改正法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する前項」と、新法第七十五条第一項中「十五日」とあるのは「十五日」とし、平成六年改正法の施行の日以後の日を初日として初めて六箇月間連続して勤務に従事した日までの連続して勤務に従事した期間からその六箇月を控除した期間(一箇月未満の端数があるときは、これを切り捨てた期間。次項において「先行勤務期間」という。)一箇月について二箇月を加え」と、「同項ただし書」とあるのは「前条第一項ただし書」と、同条第二項中「前項」とあるのは「平成六年改正法附則第三条第一項の規

定により読み替えて適用する前項」と、「十日」とあるのは「十日とし、先行勤務期間一箇月にして一日を加え」とする。

2 施行日前の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第二条第一項に規定する育児休業をした期間については、新法第七十四条第二項の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第四条 附則第二条第一項及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 附則第二条第二項及び第六十二条第一項の規定により読み替えた後の新法第六十条第二項及び第六十二条第一項の規定によることとされる場合における平成九年四月一日以後にした行為に対する罰則の適用については、同日以後も、なお従前の例による。

(国(地方公務員の育児休業等に関する法律)の一部改正)

第六条 施行日前の国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第七条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

2 職員に関する船員法(昭和二十二年法律第二百号)第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項」とする。

5 職員に関する船員法(昭和二十二年法律第二百号)第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項」とする。

(平成三年法律第百九号)第三条第一項」とする。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 施行日前の国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項の規定による改正後の国(地方公務員の育児休業等に関する法律)の一部

に規定する育児休業をした期間については、前条の規定による改正後の国(地方公務員の育児休業等に関する法律)の一部

た期間については、前条の規定による改正後の同法第十一条第二項の規定により読み替えて適用する新法第七十四条第四項の規定は、適用しない。

審査報告書

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案

右
平成六年四月八日
内閣総理大臣 細川 譲照

右は全会一致をもって可決すべきものと認決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月七日

運輸委員長 和田 敦美

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国における国際会議等の開催を増加させ、及び国際会議等に伴う親光その他の交流の機会を充実させることと並び、外国人観光客の来訪の促進及び外国人観光旅客と国民との間の交流の促進に資することにかんがみ、国際会議等の誘致を促進し、及びその開催の円滑化を図り、並びに外国人観光旅客の親光との間の交流の促進に資することにより、国際会議等の誘致を促進し、及びその開催の円滑化を図り、並びに外国人観光旅客の親光の魅力を増進するための措置を講ずることにより、国際観光の振興を図らうとするものであり、妥当な措置と認める。

本法施行のため、別に費用を要しない。

第一條 この法律は、我が国における国際会議等の開催を増加させ、及び国際会議等に伴う親光その他の交流の機会を充実させることと並び、外国人観光客の来訪の促進及び外国人観光旅客と国民との間の交流の促進に資することにかんがみ、国際会議等の誘致を促進し、及びその開催の円滑化を図り、並びに外国人観光旅客の親光との間の交流の促進に資することにより、国際会議等の誘致を促進し、及びその開催の円滑化等の措置を講ずることによる国際観光の振興等による国際観光の振興に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、我が国における国際会議等の開催を増加させ、及び国際会議等に伴う親光その他の交流の機会を充実させることが、外国人観光客と国民との間の交流の促進に資することにかんがみ、国際会議等の誘致を促進し、及びその開催の円滑化等の措置を講ずることによる国際観光の振興

第三条 運輸大臣は、国際観光の振興を図るために、国際会議等の誘致を促進し、及びその開催の円滑化を図り、並びに国際会議等に参加する外国人観光旅客の親光の魅力を増進するための措置(以下「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置」という。)を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第二条 運輸大臣においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置を講ずることによる国際観光の振興に關する基本的な事項

二 国際会議等の誘致の促進に関する事項

三 国際会議等の開催の円滑化に関する事項

四 国際会議等に参加する外国人観光旅客の親光の魅力の増進に関する事項

五 国際会議等の誘致及びその開催の円滑化に関する業務に從事する者の養成に関する事項

六 その他国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置を講ずることによる国際観光の振興に関する重要な事項

七 一 国際会議場施設その他の国際会議等の用に供する運輸省令で定める施設の概要及び規模

二 国際会議等に参加する者の利用に供する宿泊施設その他の運輸省令で定める施設の概要及び規模

三 国際会議等の誘致及びその開催の円滑化に關する業務を実施する体制

四 当該市町村の区域又はその近傍に存在する産業大臣の意見を聽かなければならない。

第二条 この法律において「国際会議等」とは、会議、討論会、講習会その他これらに類する集会(これらに付随して開催される展覧会を含む。)であつて海外からの相当数の外国人の参加が見込まれるもの並びにこれらに併せて行われる観

光旅行その他の外国人のための観光及び交流を目的とする催しをいう。

(基本方針)

光旅行その他の外国人のための観光及び交流を目的とする催しをいう。

五 運輸大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

六 運輸大臣は、基本方針を定めたときは、運輸大臣は、基本方針を変更するものとする。

七 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(認定)

第四条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、申請により、その区域において国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置を講ずることによる基本方針の変更について準用する。

第五条 運輸大臣の認定を受けることができる。

第六条 運輸大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第七条 運輸大臣は、基本方針を定めたときは、運輸大臣は、基本方針を変更するものとする。

第八条 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

第九条 運輸大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第十条 運輸大臣は、基本方針を定めたときは、運輸大臣は、基本方針を変更するものとする。

第十一条 運輸大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第十二条 運輸大臣は、基本方針を定めたときは、運輸大臣は、基本方針を変更するものとする。

第十三条 運輸大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第十四条 運輸大臣は、基本方針を定めたときは、運輸大臣は、基本方針を変更するものとする。

第十五条 運輸大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第十六条 運輸大臣は、基本方針を定めたときは、運輸大臣は、基本方針を変更するものとする。

第十七条 運輸大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第十八条 運輸大臣は、基本方針を定めたときは、運輸大臣は、基本方針を変更するものとする。

第十九条 運輸大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第二十条 運輸大臣は、基本方針を定めたときは、運輸大臣は、基本方針を変更するものとする。

第二十一条 運輸大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第二十二条 運輸大臣は、基本方針を定めたときは、運輸大臣は、基本方針を変更するものとする。

第二十三条 運輸大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第二十四条 運輸大臣は、基本方針を定めたときは、運輸大臣は、基本方針を変更するものとする。

第五条 運輸大臣は、前条の規定による認定の中

(認定の公示等)
請が次に掲げる要件に適合すると認めるとときは、その認定をするものとする。

一 運輸省令で定める基準に適合する前条第一項第一号に規定する施設が整備されていること又は整備されることが確実であること。

二 國際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第三条の登録を受けたホテルその他の前条第二項第二号に規定する施設で運輸省令で定める基準に適合するものが整備されていること又は整備されることが確実であること。

三 専ら国際会議等の誘致及びその開催の円滑化に関する業務として運輸省令で定めるものとされた国際会議等の誘致及びその開催の円滑化に関する業務として運輸省令で定めるものとされた国際会議等の誘致及びその開催の円滑化に関する業務を適確に遂行するに足りる体制が整備されていること。

四 当該市町村の区域又はその近傍に国際会議等に参加する外国人観光旅客の観光の魅力の増進に資する観光資源が存在すること。

運輸大臣は、二以上の市町村から共同して前条第一項の申請があった場合において、自然的経済的社会的条件からみて、当該市町村の区域において一体として国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置を講ずることが国際観光の振興に特に資すると認められるときは、当該市町村を一体として同項の認定をすることができる。

るため、必要に応じて、海外における関係機関との連絡調整、助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国際会議等の開催の円滑化を図るためにの措置)
第九条 振興会は、国際会議観光都市において開催される運輸省令で定める国際会議等の開催の円滑化を図るために、寄附金を募集し、及び当該国際会議等を主催する者であつてその開催に要する資金の援助を必要とするものに対し、交付金を交付するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、振興会は、国際会議等の開催の円滑化を図るために、必要に応じて、通訳案内業を営む者、旅行業を営む者その他の関係者があつせん、国際会議観光都市以外の市町村において開催される同項の運輸省令で定める国際会議等の開催についての交付金の交付その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

三 国際会議等の誘致及びその開催の円滑化に関する業務に従事する者その他の関係者に対する研修を行うこと。

四 国際会議等の誘致及び開催に関する調査及び研究を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務

十四年法律第三十九号)第二十四条第一項に規定する業務のほか、国際観光の振興を図るために、次の業務を行ふ。

一 国際会議等の誘致に関する情報の提供その他国際会議等の誘致の促進に関する援助を行ふこと。

二 国際会議等の開催についての寄附金の募集及び管理並びに交付金の交付その他の国際会議等の開催の円滑化並びに外国人観光旅客の観光の魅力の増進及びその開催の円滑化に

第十一条 振興会は、国際会議等に参加する外国人観光旅客の観光の魅力を増進するための措置(外国人観光旅客の観光の魅力を増進するための措置)
第十二条 振興会は、前条第一号の業務のうち国際会議等の開催についての寄附金の募集及び管理並びに交付金の交付に係る業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第十三条 第十一條の規定により振興会の業務が行われる場合には、国際観光振興会法第三十三条及び第二十四条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び国際会議等の誘致の促進及

四

第八条 国際観光振興会(以下「振興会」という。)は、国際会議観光都市について、国際会議等の誘致を促進するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 国際会議観光都市に対し、国際会議等の誘致に関する情報を定期的に、又は時宜に応じて提供すること。

二 海外において国際会議観光都市の宣伝を行ふこと。

2 前項に定めるもののほか、振興会は、市町村が行う国際会議等の誘致に関する活動を支援す

第十二条 振興会の業務

が行う国際会議等の誘致に関する活動を支援す

官報 (号外)

び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律」と、同法第四十一条第三号中「第二十四条第一項」とあるのは「第二十四条第一項及び国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律第十一条」とする。

(国等の援助等)

第十四条 国は、振興会、国際会議観光都市その他市町村及び国際会議等を主催する者に對し、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置に關し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、国際会議等を主催する者に對し、国際会議等の開催の円滑化及び外国人観光旅客の観光の魅力の増進に關し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

3 前二項に定めるものほか、運輸大臣、振興会、関係地方公共団体、関係団体及び関係事業者は、国際会議等の開催の円滑化及び外国人観光旅客の観光の魅力の増進に關し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する附則の適用については、なお従前の例による。

(運輸省設置法の一部改正)

3 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第二十一号の二の次に次の二号を加える。

二十一の三 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第号)の施行に関すること。

第四条第一項第十四号の六の二の次に次の二号を加える。

十四の六の三 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に關する法律の規定に基づき、基本方針を定め、又は国際会議観光都市の認定をすること。

右
改正する法律案

国会に提出する。

平成六年四月二十二日

内閣総理大臣 細川 譲熙

審査報告書

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成六年六月七日

労働委員長 野村 五男

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、障害者雇用の現状にかんがみ、職業生活における自立のために継続的な支援を必要とする障害者に対し、障害者雇用支援センターを指定して職業準備訓練を行わせる等の支援措置を講ずるとともに、障害者の待遇改善を図るための施設整備等に対する助成金の新設等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

右
改正する法律案

国会に提出する。

平成六年四月二十二日

内閣総理大臣 細川 譲熙

審査報告書

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成六年六月七日

労働委員長 野村 五男

参議院議長 原 文兵衛殿

第二章第四節中第九条の十三を第九条の十九と

し、第九条の十二を第九条の十八とし、同節を同章第五節とし、同章第三節の次に次の二節を加える。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

(指定)

第四節 障害者雇用支援センター

五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 日本障害者雇用促進協会によ

る障害者職業能力開発校の運営の業務の実施(第

九条の十二・第九条の十三)」を「第四節 障害者雇用支援センター(第九条の十二・第九条の十

七)の運営の業務の実施(第九条の十八・第九条の十

九)」に改める。

第九条の二第二項中「及び地域障害者職業セントラル」を「地域障害者職業セントラル及び第九条の十

九」に改める。

第八条の三中「次節第一款」の下に「及び第九条

の十三第三号」を加える。

十二条第二項の「障害者雇用支援センター」を改め、「地域障害者職業セントラル及び第九条の十

九」に改める。

第九条の四中「地域障害者職業セントラルは」の下に「及び第十

九条の十三」を加える。

第九条の八第二項中「措置」の下に「第九条の十

二・第二項の「地域障害者職業セントラル」の行う業務」を加える。

第十二条の四中「都道府県の区域内において」を加える。

第九条の八第二項中「措置」の下に「第九条の十

二・第二項の「地域障害者職業セントラル」の行う業務」を加える。

第二章第四節中第九条の十三を第九条の十九と

し、第九条の十二を第九条の十八とし、同節を同

章第五節とし、同章第三節の次に次の二節を加え

る。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

(指定)

第四節 障害者雇用支援センター

第九条の十二 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする

障害者(以下この節において「支援対象障害者」

という。)の職業の安定を図ることを目的として

設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)

第三十四条の法人であつて、次条に規定する業

務を適正かつ確実に行うことができると認めら

れるものを、その申請により、市町村(特別区

を含む。)の区域(当該地域における支援対象障

害者の住居とその就業の場所との地理的関係そ

の他の事情を考慮して労働省令で定める基準に

従い、同条第一号から第五号までに掲げる業務

の円滑な運営を確保するために必要と認められ

る場合には、都道府県知事が指定する二以上の

市町村の区域)に一を限つて、同条に規定する

業務を行う者として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をし

たときは、同項の規定による指定を受けた者

(以下「障害者雇用支援センター」という。)の名

称及び住所並びに事務所の所在地並びに当該指

定に係る地域を公示しなければならない。

3 障害者雇用支援センターは、その名称及び住

所並びに事務所の所在地を変更しようとする時

は、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があ

つたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第九条の十三 障害者雇用支援センターは、前条

第一項の規定による指定に係る区域において、

次に掲げる業務を行うものとする。

一 支援対象障害者に対しても、その障害の種類

及び程度に応じ、必要な職業準備訓練を行う

こと。

二 前号の職業準備訓練を受けた後職業に就いた支援対象障害者に対して、必要な助言その他

援助を行うこと。

三 第一号の職業準備訓練を受けた支援対象障

害者を雇用し、又は雇用しようとする事業主

に対して、当該支援対象障害者の雇用に必要な

な障害者の雇用管理に関する事項についての

助言その他の援助を行うこと。

四 支援対象障害者の通勤への同行その他の支

援対象障害者が職業就くことに伴い必要となる介助等の支援を行う者(以下この条において「障害者雇用支援者」という。)に関する情報

報を収集し、及び整理すること。

五 第二号及び第三号に掲げるもののほか、事

業主、支援対象障害者その他の関係者に対し

て、前号の規定により収集し、及び整理した

障害者雇用支援者に関する情報を提供し、並

びに職業ハビリテーションに係る情報の提

供、相談その他の援助を行うこと。

六 障害者雇用支援者に対して、第四号の支援

を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために

必要な業務を行うこと。

(地域障害者職業センターとの関係)

第九条の十四 障害者雇用支援センターは、地域

障害者職業センターの行う支援対象障害者に対する職業評価に基づき、前条第一号から第三号

までに掲げる業務を行うものとする。

(事業計画等)

第九条の十五 障害者雇用支援センターは、毎事

業年度、労働省令で定めるところにより、事業

計画書及び收支予算書を作成し、都道府県知事

に提出しなければならない。これを変更しようと

するときは、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定により、指定を

取り消したときは、その旨を公示しなければな

らない。

第三条の十四 第一条第一号中「第一号の二」を「第二号の五」

に改め、同条第一号の三中「事業主」の下に「又は

当該事業主の加入している事業主の団体」を加え、

同号を同条第二号の五とし、同条第一号の二の次

に次の二号を加える。

二の三 身体障害者である労働者を雇用する事

業主に対して、身体障害者である労働者の処

遇の改善又は雇用の継続を図るために行う配

置転換又は職種転換に伴い必要となる施設又

は設備の設置又は整備に要する費用に充てる

ための助成金を支給すること。

二の四 身体障害者である労働者を雇用する事

業主又は当該事業主の加入している事業主の

団体に対して、身体障害者である労働者の福

祉の増進を図るために施設の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

二 第九条の十三に規定する業務を適正かつ確

実に実施することができないと認められるとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(指定の取消し等)

第九条の十七 都道府県知事は、障害者雇用支援センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の十一第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

第十八条第三号の二の次に次の二号を加える。

(号外) 報官

三の三 障害者雇用支援センターに対して、身

体障害者の雇用の促進又は継続に係る第九条
の十三第一号に掲げる業務（前号の教育訓練
に該当するものを除く。）及び同条第二号から
第七号までに掲げる業務に要する費用に充て
るための助成金を支給すること。

第三十六条第二項中（明治二十九年法律第八十
九号）を削る。

第八十二条中「障害者職業センター」の下に
「、障害者雇用支援センター」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行
する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第三条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律
第六十四条）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「第二章第四節」を「第二章

第五節」に改める。

官 報 (号 外)

平成六年六月八日 參議院会議録第二十号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物記

発行所 〒105 東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局
電話 03(3587)4294
定価 本号一部
配税 三円
送料 三円
別